

令和3年第1回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和3年1月20日（水） 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

議案第1号 選挙人名簿から抹消する者について . . . P.1

議案第2号 在外選挙人名簿から抹消する者について . . . P.3

2 報告事項

市長と市・区選挙管理委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく
協議の報告等について . . . P.5

3 そ の 他

今後の委員会開催予定について . . . P.6

市・区選挙管理委員会研修会について . . . P.6

議案第1号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年1月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 583 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 224 人 |
| | 転出者 | 359 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和3年1月20日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和2年12月1日から令和2年12月31日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和2年8月1日から令和2年8月31日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	118	106	224
転出	190	169	359
誤載	0	0	0
合計	308	275	583

議案第2号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年1月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- 1 抹消する者の数 2人
 内訳 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過した者 2人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙1のとおり
- 3 抹消年月日 令和3年1月20日

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

公職選挙法第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。

この場合において、第3号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 2 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附表に記載された日後4箇月を経過するに至ったとき。
- 3 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

(参考)

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

公職選挙法第30条の10 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第11条第1項若しくは252条若しくは政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなったこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	第12回 (R2.12.1現在) 登録者数	登録	抹消			小計	現在 (R3.1.20)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録	誤載		
男	44	0	0	1	0	▲ 1	43
女	75	0	0	1	0	▲ 1	74
計	119	0	0	2	0	▲ 2	117

報告事項

市長と市・区選挙管理委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議の報告等について

福岡市区選挙管理委員会規程第14条第1項第5号の規定により、地方自治法第180条の3の規定に基づく協議を市長等と行ったことについて、同規程第14条第2項の規定に基づき下記のとおり報告するもの。

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

記

1 協議書及び新旧対照表 別紙2のとおり

※ 市長以外の執行機関等（教育委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、議会）
とも同様の協議を行った。

（関係法令）

○地方自治法

第180条の3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、その補助機関である職員を、当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員と兼ねさせ、若しくは当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に充て、又は当該執行機関の事務に従事させることができる。

○福岡市区選挙管理委員会規程

（委員長の担当事務）

第14条 委員長の担任する事務は法令で定めるもの及び委員会又は福岡市選挙管理委員会において定める規程において別に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 自治法第180条の3の規定による協議

(6)～(8) (略)

2 委員長は、前項第4号から第7号までに掲げる事務を執行したときは、次の会議においてこれを委員会に報告しなければならない。

そ の 他

○ 今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第2回	定例	2月19日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第3回	定例	3月1日（月）	午前10時	
第4回	定例	4月20日（火）	午前10時	

○ 市・区選挙管理委員会研修会について

日時：令和3年2月19日（金） 午前10時30分～（約1時間程度）

場所等：早良区役所 中会議室 ※オンライン研修

講師：福岡市総務企画局企画調整部課長（国家戦略特区担当）

（元総務省自治行政局選挙部選挙課調査係長）

山崎 遼太郎 氏